

アクティビティノート <第346号>

2025年11月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務

- 1-1 2025年11月度相談受付件数 p.2

1-2 受付相談事例および内容の紹介 p.3~8

2. ちょっと注目 『笑顔にそっと安全を届ける - 子供 PSC と玩具選び - p.9~10

TOPICS

笑顔にそっと安全を届ける - 子供PSCと玩具選び -



乳幼児の玩具を選ぶ時、どんな基準で選んでいますか。「喜ぶ顔がみたい」「知育に良さそうなものを」「長く使えるものを」などいろいろな想いがありますが、「安全」の視点を忘れてはいけません。

2025年12月末から、3歳未満の乳幼児向けの玩具に本格的に『子供PSC』マークが導入されます。安全な玩具の選び方をチェックしてみてください。

『お知らせ』

化学製品 PL 相談センターのウェブサイトが変わりました。

新サイト <https://www.chemical-pl.jp>

次回、347号は1月15日発行予定です。

1. 相談業務

1. 1 相談受付件数

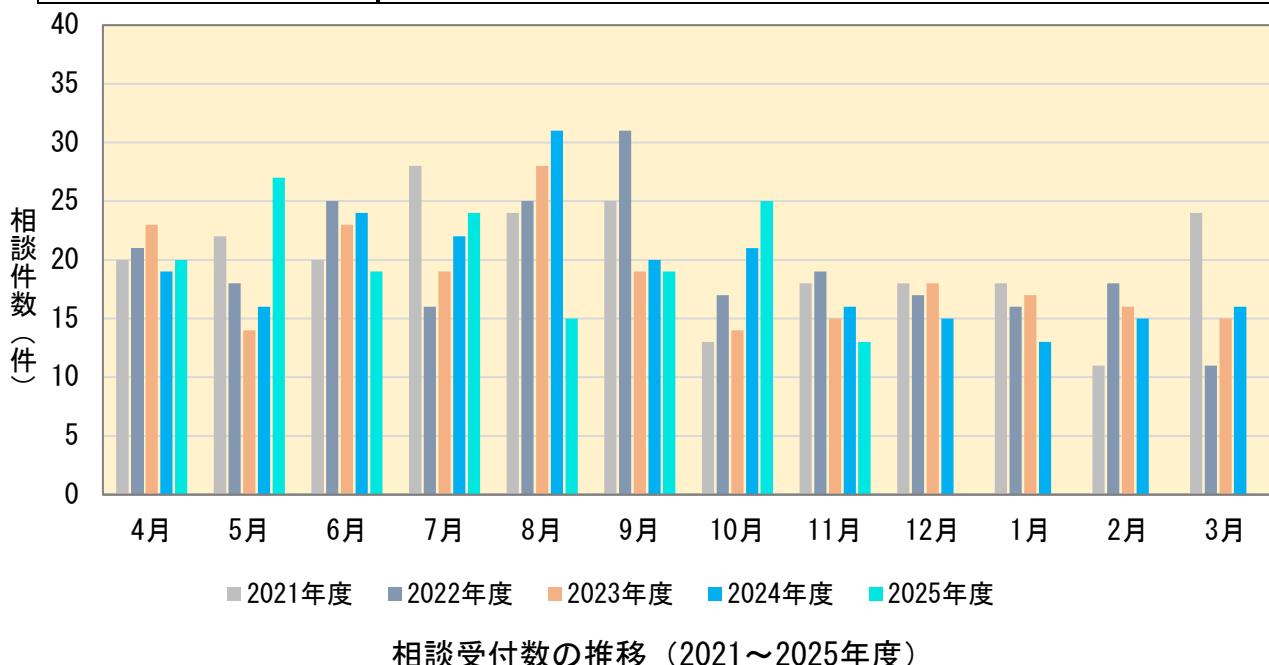
2025年11月度相談受付件数 (11/1~11/30 実働:18日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合 計	構成比*
消費者・ 消費者団体	2	1	0	9	0	12	92%
消費生活C・ 行政	1	0	0	0	0	1	8%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	0	0	0	0%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	3	1	0	9	0	13	
構成比*	23%	8%	0%	69%	0%		100%

* 数値の端数処理の関係で合計が100%とならないことがあります。

相談内容区分(改定2008年8月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



1. 2 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしています。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしています。

◆事故クレーム関連相談

- ◆ <美容室でのヘアカラー施術後の皮膚トラブル> 重度のジアミンアレルギーであるため、美容室で染めるときにはいつもジアミンフリーの製品で施術をしてもらっている。今回、ネットで初めての美容院を予約した。予約時に「重度のジアミンアレルギーであるため、ジアミンフリーをお願いします」とコメントを記載し、4日前にヘアカラーを施術してもらったところ、以前ジアミンの含まれたヘアカラーで被れた時と同じくらいひどい症状が出て顔が腫れあがっている状態になった。施術前に、アレルギーのことを確認されたかは覚えていない。美容室から使用したヘアカラーの成分表示のコピーはもらっている。表示成分は30~40はあると思う。これから皮膚科に行くが、表示成分の中にジアミンが含まれているかどうか確認してもらえるか。製品は〇〇社の△△であり、〇〇の連絡先は調べてわかっている。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。<消費者>

⇒ジアミンは、2つのアミノ基（-NH₂）を持つ化合物の総称です。ヘアカラーに使われる代表的な酸化染料としてはパラフェニレンジアミン、トルエン-2, 5-ジアミン等がありますが、これらの物質はアレルギー性接触皮膚炎を引き起こしやすい物質として知られています。また、ジアミンではなくとも、構造が類似している化合物でアレルギーを起こす場合もあります。ヘアカラーの数十種類の成分について電話で一つずつ確認するのは時間もかかりますので、〇〇社に直接お問い合わせいただき、ジアミンアレルギーを引き起こす可能性のある成分が含まれているかどうか確認されることをおすすめします。また、施術から4日経っても強い症状が続いているようですので、速やかに皮膚科を受診してください。受診の際には成分表のコピーを持参することをおすすめします。なお、ヘアカラーでかぶれたことのある方は、ヘアカラーを使うことはできません。ジアミンが含まれていなくとも、今後、酸化染料を使用したヘアカラーでの染毛は避けてください

- ◆ <エアロバイクによるクッションフロアの変色> 「数か月前に、ネットのショッピングサイトでエアロバイクを購入して、自宅のクッションフロアの上に設置した。まだ数か月なのにバイクの設置台のゴムがおいてあった部分のクッションフロアが黄色く変色した。バイクの注意表示には『床や家具に傷がつかないようにマットなどを敷く』と記載されているだけである。メーカーに問い合わせたが、注意表示がされていると言わされた。賃貸住宅なので、変色を回復させたい」と消費者から相談が入っている。表示に不備はないのだろうか。<消費生活C>

⇒クッションフロアの材質である塩化ビニルは、ゴム製品に含まれる酸化防止剤などの成分と塩化ビニルに含まれる可塑剤が反応して変色することがあります。これは「ゴム汚染」と呼ばれる現象で、防ぐためには、ゴム製品とクッションフロアが直接接触しないように

することが重要です。また、一度変色したクッションフロアを回復させるのは困難です。クッションフロアの変色は一般的な現象であり、エアロバイクのゴムに限った現象ではないため、現行の表記でも『表示上の欠陥』となる可能性は低いですが、他の同様な製品にクッションフロアとの接触による変色の注意表示がある場合、表示の不備となる可能性も考えられます。同様な製品の注意表示を確認されてはいかがでしょうか。

- ◆ <リフォーム後しばらくたってからの体調不良> 昨年秋に住宅を骨組みのみ残して住宅メーカー〇〇に依頼して全面リフォームした。その後しばらく問題なかったが、今年の8月末からプラスチックやゴムの焼けたような臭いがするようになり、体調不良となった。一度意識を失い病院に運ばれた際、医師にシックハウス症候群の疑いといわれた。〇〇に伝え、VOCを6種類とホルムアルデヒドの測定をしてもらったが、基準値の1/10以下であり、使用した建材もホルムアルデヒドの放散量が低いF☆☆☆☆の材質を使っているので問題ないと言われている。しかし、同居の高齢で喘息持ちの父も異臭がすると言い、現在家に誰も住めない状態である。24時間換気の熱交換器からも戸棚の中も臭いがするが、検査に来た人は臭いがしないという。自分で探したオゾン脱臭の業者からは、何か臭いがするので臭気測定士に確認をしてもらったほうがよいとアドバイスを受けている。地方のため、臭気測定士に依頼すると高額な費用がかかる。住宅メーカーは、VOC測定以後も数回きてくれたが、これ以上対応してくれそうもない。どうしたらよいか。保健所に相談をしたら、化学製品PL相談センターを紹介された。<消費者>

⇒化学物質過敏症を発症する物質は、VOC（揮発性有機物質）のみとは限りません。住居内で絶えず不快な臭いを感じ、体調不良が続くのであれば、原因物質を除去するために特定することも重要です。体調不良は、リフォーム後しばらく経過した後に発生したとの事ですので、リフォームが原因でない可能性もありますが、一度、国土交通大臣から指定を受けた（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営する住宅専門の相談窓口「すまいのダイヤル」にご相談されてみてはいかがでしょうか。

◆品質クレーム関連相談

- ◆ <ハンドソープの詰め替えが水っぽい> 〇〇社のハンドソープ△△を愛用している。家に買おうとしておいた大型の詰め替え用のキャップ付きパウチ容器から詰め替えたら、液が水っぽくシャバシャバしていて泡立ちも悪いため、ポンプ容器本体と、中身が残っている詰め替え用を〇〇社に送り調査をしてもらった。〇〇社からは「内容液には水が混入しているようだが、製造では考えにくい。流通以降の段階で混入したと考えられる。この製品は未開封保証キャップがあり、一度開封されたらわかるようになっている。今後は、使用前に未開封であるか確認をして欲しい」と回答を得た。自宅での混入はあり得ないので販売店に相談しようと思うが、どのように申し出ればよいだろうか。以前、他社の製品でも同じように水っぽいことがあった。化学製品PL相談センターは市の消費生活センターから紹介された。<消費者>

⇒△△は医薬部外品のハンドソープです。医薬部外品は、医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(GMP省令) (https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataI)

[d=81aa6647&dataType=0&pageNo=1](#)において、製造と品質管理に関する基本的なルールが詳細に定められており、製品は製造日ごとの控え品（参考品）をロットごとに保管することが義務付けられています。当該参考品の調査の結果、製造時の水混入は考えにくいと回答があったと思われます。流通以降の段階とは、メーカーから出荷以後、家庭で使う段階まで様々です。買い置きの製品で購入記録も残っていない場合、販売店への相談は難しいと思われます。今後は、購入時・使用前に必ず未開封保証キップを確認されることをお勧めします。

◆ 一般相談

- ◆ <越境ECで購入した幼児用の浮き輪の安全性について> 2年前に、通販サイト〇〇で幼児用の浮き輪とアームヘルパーを購入し、3回ほど使用した。〇〇に関して、規制されている化学物質が基準の数十倍検出されたという過去のネットニュース記事を、今日初めて知った。そのニュースに出ていた浮き輪が自宅のものにそっくりである。子供が使用していたので心配である。消費生活センターに相談したら、化学製品PL相談センターを紹介された。<消費者>
⇒〇〇は海外の通販サイトであり、国内EC（電子商取引）で購入する製品とは異なり、〇〇での購入は個人輸入となります。取り扱い製品は、必ずしも日本国内の安全性の基準に則した製品とは限らず、購入・使用には自己責任が伴います。昨年、韓国で検査をした一部の製品から、韓国の基準値以上の値で様々な物質が検出されたという報道がありましたが、日本国内では、該当製品について身体被害や分析結果は報告されていません。また、化学物質の基準は一般に安全係数を考慮して決定していますので、数回の使用であれば過度にご心配されることはないと思われます。ただし、当センターでは、安全性について判断することはできません。なお、幼児用の浮き輪については、2025年12月25日以後、消費生活用製品安全法に基づき、国内製造または輸入される製品には「3歳以下向けの玩具」として、小児用PSCマークの表示が義務付けられます。来年以降は、このマークを目安に製品を選ぶことが重要です。
- ◆ <過去に実施した動物忌避剤の残留性について> 30年ほど前に実家の屋根裏にネズミかハクビシンのような小動物が入り込み、事業者に駆除を頼んだ。その時に使用した薬剤は不明である。その後、屋根裏に使用していないベビーベッドを梱包して保管していた。ベビーベッドを使いたいと思っているが、ベッドに薬剤が残留していないか不安である。化学製品PL相談センターはネットで調べた。<消費者>
⇒使用した薬剤は不明との事ですが、住居で使用するネズミ駆除用の殺鼠剤は、薬機法に基づき「防除用医薬部外品」に分類されます。これらは、安全性および有効性が確認された製品のみが販売され、毒薬・劇薬に該当する成分は含まれていません。また、一般にハクビシンなどの小動物については、忌避剤が使用されますが、忌避剤に数十年残留する成分は使用されていません。このため、梱包されたベビーベッドの中に染み込んで残留している可能性は極めて低いと考えられます。ご心配であれば、住居用の洗剤で拭いた後、2度拭きをして、しばらく風通しの良いところに置かれてから使用することをおすすめします。

- ◆ <台所の排水口の臭いに重曹を使用する安全性について> 台所の排水口から「卵の腐ったような臭い」がする。重曹を使って掃除をしたいが、硫化水素が発生しないか心配である。大丈夫か。化学製品PL相談センターは、消費生活センターから教えてもらった。<消費者>
⇒排水口の「卵の腐ったような臭い」はタンパク質などの硫黄を含む物質が分解されるとときに発生する硫化水素やメルカプタンが主な原因です。硫化水素等は、排水管や下水の酸素が少ない環境で発生することが多く、重曹（炭酸水素ナトリウム）は、これらの臭いの消臭や排水管の汚れ除去に作用しますが、硫化水素を発生させることはできません。なお、掃除をしても下水の臭いが排水口から上がってくる場合は、排水管のトラップが機能していない可能性があります。水をたくさん流しても臭いが上がってくる場合は、排水管の点検をすることをおすすめします。
- ◆ <アクリルの布巾を煮沸した場合の安全性> 洗ったお皿を拭く布巾を、煮沸消毒をした。素材はコットンと思っていたが煮沸後にタグを確認するとアクリルであったことがわかった。調べてみるとアクリルは熱に弱いとあった。煮沸したことで何か有害な物質出たのではと不安になった。煮沸に使用した鍋や菜箸は使用しても大丈夫か。洗えば使えるものか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。<消費者>
⇒アクリル樹脂とアクリル繊維は、表記は同じアクリル系ですが性質が異なります。アクリル樹脂は透明で硬いプラスチックで、水槽などに使われ、耐熱性は約80°C程度と低めです。一方、アクリル繊維は合成繊維で、耐熱性は樹脂より高く煮沸温度（約100度）でもたちに溶けることはありません。ただし、長時間の煮沸は収縮や劣化につながることがあるため、避けたほうが安心です。使用した鍋や菜箸は通常通り、台所洗剤で洗って使用しても問題はありません。
- ◆ <アルカリ電解水が食品に付着した場合の安全性> 高齢の母が自宅で食するために干し柿を作っている。干し柿を作る過程で、消毒用エタノールの代わりに誤って、洗浄剤のアルカリ電解水〇〇を使って作業をしてしまった。アルカリ電解水が付着してしまったかもしれない干し柿を食べても問題ないか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。<消費者>
⇒使用されたアルカリ電解水は主に水を電気分解して得られるものであり、界面活性剤などを含んではいませんが、汚れを落とす洗浄剤であり、食品や手指の消毒に使用するものではありません。口にすることを目的とした製品ではありませんので、摂取した場合の安全性について当センターとして断言することはできませんが、今回のように干し柿を作るときに手に少し付いた程度であれば、過度に心配する必要はないと考えられます。ご家庭で食べるかどうかについてはご自身でご判断ください。
- ◆ <テープの粘着剤について> 職場で7年前に貼ったテープをはがしたところ、粘着剤の部分が残ったため、10日前に強いアルカリ洗剤をつけた雑巾でふき取った。雑巾のすすぎ水が衣類についたので、自宅の洗濯機で洗濯したところ、一緒に洗ったタオルなどもべたつくようになった。自分の体もべたついて洗っても取れず、触った包丁やまな板、絨毯までもべたつくようになり、洗濯槽洗浄剤で洗濯機を洗ったが変わらない。べたつきの原因はテープの粘着剤が付着したと考えている。このまま洗濯機を使用してもよいか、買い替えた方がよいか。化学製品

PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒お伺いした話から、拭き取った粘着剤が洗濯機、身体、さらに身体を介して他の物に移つてべたつきを発生させることは考えにくく、べたつきの原因はわかりません。洗濯機の買い替えの必要可否についても当センターで判断はできかねます。洗濯機にべたつきが残つてとれないことについては、洗濯機メーカーに相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ <外壁工事とガスファンヒーターのニオイの関係について> 1か月前に自宅の外壁工事をした。その後、ガスファンヒーターをつけると、異臭がするようになった。カセットコンロを使っても同様の臭いがする。ファンヒーターが壊れているのかと思い、実家に持参して確認したが、実家で使うと無臭である。1か月前の外壁工事の際の臭いが室内に入り続けているのではないか。毎日換気はしているが、ファンヒーターの臭いは収まらない。体調は悪くない。化学製品PL相談センターはネットで調べた。〈消費者〉

⇒外壁工事で使用される塗料には、水性塗料と油性塗料があります。油性塗料には希釈剤として有機溶剤が用いられ、水性塗料に比べてVOC（揮発性有機化合物）の発生量が多くなります。これらのVOCは空気中に揮発していくため、時間の経過とともに臭気は次第に弱まるのが一般的です。しかしながら、工事から1か月を経過しても室内で臭気が続いている場合には、外壁塗料以外の要因も考えられます。実家で同じガスファンヒーターを使用しても臭気が認められなかったとのことですので、ご自宅のガス配管や接続部、あるいは室内に設置されている他の物品（新しい家具、接着剤、洗剤等）についても確認されることをおすすめします。また、ガスファンヒーターを使用する際には、十分な換気を行うことが重要です。室内に滞留したVOCも、継続的な換気により濃度が低下していきますので、適宜窓を開けるなどして室内の空気を入れ替えるようにしてください。

- ◆ <何かわからない物質の分析について> 洗面所に異様にこびりついていた物質が何か調べたい。すでに当該物質は除去済みだが、これが付着していた間は、家族も含めて体調が悪くなつた気がする。現在、チャック付きの袋に入れて保管している。どこで調べてもらえるか知りたい。検査機関も2か所程度問い合わせたが、このような分析は受けていないといわれた。化学製品PL相談センターはネットで調べた。〈消費者〉

⇒当センターでは、製品や物質の分析・調査は行っておりません。独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のウェブサイトには、「原因究明機関ネットワーク総覧」として、全国の分析機関の一覧が掲載されています（<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/list.html>）。該当する機関にご相談ください。また、ご家族を含めて体調不良が見られたとのことですので、お住まいの地域の保健所（環境衛生担当課等）に経緯を伝えた上で、ご相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ <ヒリヒリと感じる物質について> 自宅、職場、外出先などで撒かれるヒリヒリと感じる物質が何であるか、化学に詳しい人の力を借りて特定したい。自分は、その得体のしれない物質で3年前から中毒症状を起こしているのではないかと思っている。現在、化学物質過敏症外来に受診しているが、物質を特定できれば回復に役立つと考えている。また、医師に中毒に詳しい先生を紹介してほしいとお願いしたが紹介してもらえなかった。中毒に詳しい医師を紹介

してほしい。化学製品PL相談センターは消費生活センターの出前講座で知った。〈消費者〉

⇒お伺いした内容から、ヒリヒリ感じられている物質が何であるか、わかりかねます。当センターから特定の医療機関や医師を紹介することはできません。また、中毒に詳しい医師についても情報を持ち合わせておりません。

◆ クレーム関連意見・報告等

なし



笑顔にそっと安全を届ける — 子供 PSC と玩具選び —

12月から1月にかけては、子供たちにとって一年でいちばんワクワクする季節です。クリスマス、年末年始、家族や親戚が集う時間。包装紙を破る瞬間のあの輝く目は、大人にとっても忘れないものですね。

大人は子供にプレゼントを選ぶ時、「喜んでほしい」「長く使ってほしい」「役立ててほしい」と願いながら、あれこれ迷ってプレゼントを選びます。でも、そのときにもう一つだけ思い出してほしい視点があります。それが「安全」です。



● なぜ安全が大切なのか？

乳幼児は、わずか数か月の間にも驚くほど行動が変わる時期です。運動機能の発達とともに、いろいろなことができるようになります。昨日まで寝返りだけだった子が、気づけばハイハイで部屋中を移動している…そんなことも珍しくありません。



行動範囲が広がるに従い転落事故なども増える一方、「なんでも口に入れて確かめる」という発達段階にあるため、小さな部品は誤飲事故につながります。消費者庁の事故情報を見ても、3歳未満では「ボタン電池」「小さな玩具部品」「マグネット」「吸水性ボール」などの誤飲で重篤な事故が報告されています。せっかくの楽しい玩具が、思いがけない危険の入口になってしまふこともあるのです。

● プレゼントで見落としがちな“年齢”

日本では、クリスマスやお正月に親だけでなく祖父母からもプレゼントが届く習慣があります。特に祖父母は「知育に良さそうなものを」「長く使えるものを」と、つい“少し上の年齢向け”的商品を選びたくなるものです。でもここが要注意。

特に、乳幼児向けの玩具は、年齢に合わないと、どれほど質が良くても安全とは言えません。

また、家庭では兄や姉のおもちゃを、下の子が誤飲してしまう事故も繰り返し報告されています。「上の子が遊んでいるから安心」とは限らないのです。

● これまでの安全基準と、新たに始まる「子供 PSC(Product Safety of Consumer Products)マーク」

2025年12月から本格的に導入される子供PSCマークは、3歳未満の乳幼児向け家庭用玩具に義務化される法律上の安全基準です。このマークは、日本の安全基準への適合を証明するものであり、事業者は第三者検査機関による適合性検査を受ける必要があります。施行日以降に製造・輸入される玩具は、この子供PSCマークがなければ販売できません。適合性を確認する手段として、国際規格であるISO



子供 PSC マーク

が活用されています。ISO 規格に沿った検査により、子供 PSC マークがついた玩具は日本国内の基準を満たすだけでなく、国際的にも信頼性の高い安全性が保証されます。

一方、ST(Safty Toy)マークは日本玩具協会が定める自主基準に適合した玩具につけられるマークで、1971 年に創立されました。14 歳以下の子ども向け玩具を対象に、基本的な安全項目をチェックするもので、任意で付けられる表示です。ST マーク付きの玩具で万が一事故が起きた場合の補償制度も整備されています。ST マークは長年、安全の目安として信頼されてきました。



なお、重篤な事故が報告されていた磁石製玩具や吸水性樹脂製玩具については、すでに 2023 年 12 月から PSC マーク※が義務化されていました。今回の子供 PSC マークの導入は、それをさらに乳幼児向け玩具全般に広げ、安全性を一層強化するものです。

安全な玩具選びのポイント

- 対象年齢を必ず確認する

「少し難しいほうが知育に良さそう」と思わず、その子の発達段階に合ったものを選びましょう。

- 安全マークをチェックする

子供 PSC マーク（2025 年 12 月以降、乳幼児用のみ）や ST マークの有無を確認しましょう。

- 兄弟姉妹がいる家庭は小部品に注意

上の子のおもちゃを下の子が誤飲するケースは非常に多いです。

- 警告表示を読む

「保護者の目の届くところで遊ばせてください」などの注意書きは、実際の事故を減らすための大切な情報です。

安心は、いちばんのプレゼント

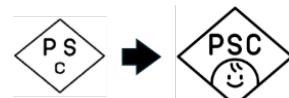
玩具は、子どもの成長を支え、家族の思い出をつくる大切なパートナーです。だからこそ、「安全」を第一の条件として選んでほしいと感じます。子供 PSC マークは、その大きな手がかりになるはずです。

目の前で夢中になって遊ぶあの笑顔が、これからもずっと続くように。ぜひ安心という愛情を込めて、プレゼント選びを楽しんでください。

補足※：「PSC マーク」とは製品安全 4 法（消費生活用製品安全法、ガス事業法、電気用品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）において、国が定めた流通前の規制（事業届出、技術基準適合）を満たす製品に対して表示するマークです。事業者が自ら安全基準を確認する製品（特定製品）と、自己確認に加え、第三者検査機関による確認が義務付けられている製品（特別特定製品）が指定されています。PSC マークは、消費生活用製品安全法に基づき指定されたマークです。

乳幼児用ベッドは、以前から PSC マークの「特別特定製品」でしたが、今回の改定により「子供用特別特定製品」として子供 PSC マークに切り替わります。

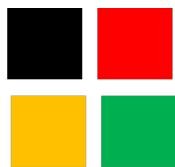
PSCマーク	特別特定製品
	家庭用の圧力なべ及び圧力がま 乗車用ヘルメット、登山用ロープ 石油ストーブ、石油給湯器、石油風呂釜 磁石製娯楽用品、吸水性合成樹脂製玩具
	特定製品 ライター 浴槽用温水循環器 携帶用レーザー応用装置 乳幼児用ベッド（2025年12月まで）



参考にした情報

- ・経済産業省：玩具に対して新しい規制が導入されます https://www.meti.go.jp/product_safety/kodomo/gangu_kisei.html
- ・政府広報：乳幼児のおもちゃを選ぶときは必ず確認！知っておきたい「子供 PSC マーク」 <https://www.gov-online.go.jp/article/202508/entry-8739.html>
- ・消費者安全調査委員会：玩具による乳幼児の気道閉塞事故 https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_013/
- ・こども家庭庁：子供の事故防止ハンドブックについて <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/handbook>
- ・一般社団法人日本玩具協会：S Tマークについて https://www.toys.or.jp/jigyou_st_top.html

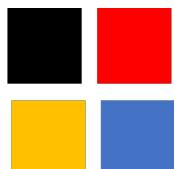
化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を隨時お知らせするeメールサービスです。

- ・お申し込みはE-mail (pl@jcia-net.or.jp) で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。
①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など
④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)のTEL・E-mailアドレス
※個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話をさせていただきます。
各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。
日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当：伊東（イトウ）)



化学製品PL相談センター

<https://www.chemical-pl.jp>

ウェブサイトが新しくなりました



アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友不動産六甲ビル7階

TEL: 03-3297-2602 FAX: 03-3297-2604

URL: <https://www.chemical-pl.jp/>